

# アクトシティ駐車場管理規程

## 1 名称

アクトシティ駐車場

所在地 静岡県浜松市中区板屋町111-1, 111-2, 111-3

静岡県浜松市中区中央3-12-1, 3-9-1

## 2 駐車場管理者

(1) 所在地 静岡県浜松市中区板屋町111-2

(2) 名称 株式会社アクトシティマネジメント

(3) 電話 053(458)8500(代表)

(4) 代表者 代表取締役社長

第1章 総則(第1条-第6条)

第2章 利用(第7条-第14条)

第3章 駐車料金及び算定等(第15条-第17条)

第4章 引取りのない車両の措置(第18条-第21条)

第5章 保管責任及び損害賠償(第22条-第25条)

第6章 雑則(第26条-第27条)

## 第1章 総則

(通則)

第1条 アクトシティ駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、この規程による。

(契約の成立)

第2条 駐車場の利用者(以下「利用者」という。)は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

(供用時間)

第3条 駐車場の供用時間は、毎日午前0時から午後12時までとする。ただし、入出庫の取扱時間は、午前6時から午後12時までとする。

2 駐車場の管理者(以下「管理者」という。)は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、入出庫の取扱時間を変更することができる。

(時間貸利用の利用期間)

第4条 駐車場の1回の利用(月極による定期駐車券による利用を除く。)は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の入出場時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、管理者の判断によりこれを延長することができる。

(供用休止等)

第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、供用休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避(以下「供用休止等」という。)を行うことができる。

- (1) 天災地変による災害、火災、浸水、爆発、ガス中毒、施設及び器物の損壊、交通事故、伝染病その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上、供用の継続が適当でないとして認められる場合
- (3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、管理運営上緊急の措置をとる必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両は、積載物又は取付物を含めて下表の数値以下とする。なお、二輪車は除く。

種 別	ゾーン	階	高さ	幅	長さ	総重量	
			mm	mm	mm	kg	
平面駐車場	A	B2	2,200	1,850	5,300	—	
	B	B1	3,000	1,850	5,300	—	
		B2	2,200	1,850	5,300	—	
	C	B1	2,300	1,850	5,300	—	
		B2	2,100	1,850	5,300	—	
	D	B1	2,700	1,850	5,300	—	
機械式	沈下式2段	A	B2	1,550	1,800 (2,000)	5,000	1,700
		B	B2	1,550	1,800	5,000	1,700
	単純式2段	B	B2	1,500	1,750	4,900	1,600
	三段パズル	B	B2	1,550	1,700 (1,900)	4,700	1,500
		C	B1	1,550	1,800	5,000	1,700
	二段パズル	C	B1	1,550	1,800	5,000	1,700
	立体駐車	B	B1	1,550	1,800 (2,000)	5,000	1,700

※機械式の( )内数字はドアミラー装着車外寸法仕様

(業務用車両)

車高mm	車幅mm	車長mm
3,000	1,890	6,110

※駐車位置は、Bゾーン地下1階搬入エリア平面駐車場に限る。

## 第2章 利用

### (駐車場の入出等)

第7条 時間貸駐車場利用者（ホテル宿泊者を含む）は、車両を入場させるとき、駐車場入口において駐車券を駐車券発券機より抜き取り入場する。入場後は時間貸しの空いている駐車位置に入庫する。ただし、係員が指示したときは、その指示する駐車位置に入庫する。出場するときは、事前精算機又は出口精算機で所定の駐車料金又は割引駐車券等を納付し出場する。

2 定期駐車場利用者は、車両を入場させるとき、駐車場入口において駐車券発券機で定期駐車券の確認を受けて入場する。入場後は、所定の駐車位置に入庫する。出場するときは、出口精算機で定期駐車券の確認を受けて出場する。なお、業務用の定期駐車券による利用者は、必要に応じ不足料金を納付した後に出場する。

3 利用者は、駐車券を紛失した場合は速やかに係員に申し出る。

4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

### (定期駐車券の利用)

第8条 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

(1) 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。

(2) 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第15条の規程による。

(3) 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

### (駐車位置の変更)

第9条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、利用者に対し駐車位置を変更させ、又は、管理者において車両を他の場所に移動することができる。

### (駐車場内の通行)

第10条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

(1) 走行にあたっては、速度は毎時8キロメートル以下で徐行し、入出庫の安全を十分に確認するとともに、過剰な排気ガスの防止に努めること。

(2) 追い越しをしないこと。

(3) 出庫する車両の通行を優先すること。

(4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

(5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(6) その他交通取締関係法令の定める道路交通に準じて通行すること。

### (遵守事項)

第11条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

(1) 喫煙及び火器の使用はしないこと。

- (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
- (3) 他の利用者の駐車位置、駐車場管理室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 駐車場において、飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 駐車場において宿泊しないこと。
- (6) 洗車しないこと。
- (7) 搬入エリア平面駐車場以外で、荷物の積み下ろしは行わないこと。
- (8) 駐車場の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
- (9) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (10) 駐車場では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
- (11) 失火危険を伴う車両の整備、修理及び給油は行わないこと。
- (12) 管理者が指定する駐車禁止区画に駐停車又は通行しないこと。
- (13) 制限サイズを超える車両を進入させないこと。
- (14) 機械式駐車場を利用する場合は、所定の取扱要領に従い、細心の注意をもって操作すること。
- (15) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(入庫拒否)

第12条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第13条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
- (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。
- (3) 第14条に規定する措置をとるため必要があるとき。

(事故に対する措置)

第14条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

### 第3章 駐車料金及び算定等

#### (時間貸駐車料金)

第15条 時間貸駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。

時間区分	料金の額
午前6時から午後12時まで	20分(20分未満は20分に切り上げる)につき 金 100円
午後9時から翌日の午前9時まで	一泊につき 金 1,000円

(消費税を含む)

#### (時間貸駐車料金おける駐車時間)

第16条 時間貸駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車場内での修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

#### (不正利用者に対する割増金)

第17条 時間貸駐車場利用者(業務用の定期駐車券利用者を含む。)が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。

2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間貸駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。

- (1) 月極による定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合
- (2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
- (3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

### 第4章 引き取りのない車両の措置

#### (引取りの請求)

第18条 時間貸利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法等により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取らないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法等により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴

う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、本条の規程により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第19条 管理者は、前条の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができる。

(車両の移動)

第20条 管理者は、第18条の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示する等して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第21条 管理者は、利用者又は所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取らず、又は管理者の過失なくして利用者又は所有者等を確知することができない場合であって、利用者又は所有者等に対して通知又は駐車場における掲示の方法等により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から1週間を経過した後、利用者又は所有者等に通知し又は駐車場において掲示する等して予告した上で、車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、利用者又は所有者等に通知し又は駐車場において掲示する等して予告した上で、引取りの期限後直ちに車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規程により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者又は所有者等に対し通知し又は駐車場において掲示等する。

3 管理者は、第1項の規程により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者及び所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者又は所有者等に返還するものとする。

## 第5章 保管責任及び損害賠償

(保管責任)

第22条 管理者は、利用者に駐車券を発券したときから同券を回収するときまで(定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両入場させたときから同券を確認して出場させたときまで)、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、出場の際に駐車券を回収して(定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して)車両を出場させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある

場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

(車両の積載物又は取付物に関する免責)

第23条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第24条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者又は所有者等の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第5条の規程による休止等の措置
- (5) 第14条の規程による措置

(利用者に対する損害賠償の請求)

第25条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者及びその関係者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

## 第6章 雑則

(この規程に定めない事項)

第26条 この規程に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

なお、必要な事項は管理者が定める。

第27条 この規程に関わる法律上の係争については、静岡地方裁判所浜松支部、又は、浜松簡易裁判所を管轄裁判所とする。

## 附 則

この規程は2015年(平成27年)4月1日から施行する。

この規程は2019年8月26日から改正する。